

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から14年3月まで

平成5年12月にA市町村に転居後、国民年金保険料の納付が負担になったので、市町村の広報紙に載っていた年金相談に行き保険料の免除申請をしようことにしたが、納付の免除が承認されたとの通知は無かった。送られてきた納付書で納付したが、申立期間は申請免除承認期間となっている。

申立期間の国民年金保険料は、半年か1年分をまとめて銀行の窓口で納付書を持参し納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申請免除が承認されなかったと思い保険料を納付した。」と述べているところ、A市町村では、「申請免除の承認は前年度の所得が確定する夏以降であり、納付書は1年分を前年度の3月頃に送付していたことから、申請免除が承認される被保険者にも納付書は送付していた。」と回答しており、申立期間について、保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人は、「A市町村に転居した平成5年12月以降に保険料の納付の免除申請をしてもらったが、それ以外に申立期間において免除申請を行ったことはない。」と述べているところ、オンライン記録では、申立期間は毎年免除申請が行われ、毎年7月から9月にかけて申請免除が承認されていることが確認できる上、A市町村では、「申立期間当時、国民年金保険料の免除申請は、本人が市町村役場窓口で行う必要があった。」と回答していることを踏まえると、申立人が免除申請を行っていないにもかかわらず、申請免除が承認された記録となっていることは考え難い。

また、申立期間の直後の平成 14 年度の国民年金保険料は納付済みの記録となっていて、申立人が居住する地区を担当していた国民年金推進員は、「息子さんの収入があることから、申請免除が却下されたことを伝えた記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人は、「私宛てに別の国民年金手帳記号番号が書かれた納付書が送られてきたことがあり、それで国民年金保険料を納付したこともあった。」と述べているところ、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿も、オンライン記録と同一の手帳記号番号により管理されており、申立人に対し、別の手帳記号番号が付記された納付書が発行されることは考え難い。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、半年か1年分をまとめて銀行の窓口で納付した。」と述べているが、申立期間は96か月と長期間であり、金融機関及び行政機関において、全ての納付記録が欠落するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。